

事 務 連 絡

平成 2 3 年 3 月 3 1 日

都道府県介護保険担当主管課（部） 御中  
都道府県国民健康保険主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る  
保険料の取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者（以下「被災被保険者」という。）に係る保険料の取扱いについては、その被災状況にかんがみ、「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」（平成23年3月11日付け厚生労働省老健局総務課ほか事務連絡）、「平成23年東北地方太平洋沖地震により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料及び一部負担金の取扱いについて」（平成23年3月11日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）、「長野県北部の地震により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料・税の取扱いについて」（平成23年3月12日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）及び「災害により被災した被保険者等に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（平成23年3月11日及び15日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）（以下「事務連絡」という。）により、減免又は徴収猶予の措置を適切に講じられたい旨を連絡したところですが、本年4月以後の特別徴収に係る留意点について下記のとおりお示します。その適切な対応についてよろしくお願いします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知をお願いします。

記

1 被災被保険者に係る保険料の特別徴収の取扱い

事務連絡に基づき、被災被保険者の保険料の減免又は徴収猶予を行う場合には、本年6月及び8月に予定されている当該保険料の特別徴収の方法による徴収を中止し、普通

徴収の方法により徴収していただきたいこと。ただし、本年4月に予定されている特別徴収は、事務処理期間の関係上、中止が困難であるため、通常どおり実施することとなること。

## 2 特別徴収の方法による徴収額の還付について

事務連絡に基づき保険料の減免を行う被災被保険者に対しては、減免決定後の保険料の額と特別徴収の方法により徴収した額との差額(免除の場合は特別徴収の方法により徴収した額)を可能な限り速やかに還付していただきたいこと。

## 3 特別徴収の中止に係る特別な事務処理について

本年6月及び8月に予定されている特別徴収を中止する事務の取扱いについては、「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者についての各種保険料・個人住民税等の公的年金からの特別徴収を中止する事務処理について」(平成23年3月31日付け総務省自治税務局市町村税課・厚生労働省老健局介護保険計画課・厚生労働省保険局国民健康保険課・厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡)においてお示ししていること。